

京都市総合教育センターポータルサイト移行業務委託 質問及び回答

令和 8 年 9 月30日

質問及び回答

番号	1
該当資料・頁	仕様書 10 頁「4(6) クラウドサービス要件」
質問	仕様書の「本市専用の論理環境」は、京都自治体情報セキュリティクラウドの仮想サーバ上への構築も提案可能な候補に含まれますか。それとも、要件を満たす外部クラウドサービスを受託者が調達・提案する想定でしょうか。
回答	「本市専用の論理環境」とは、他の利用者の環境から論理的に分離され、本市が専用で利用できる環境を指します。 本業務では、仕様書に定める要件を満たすクラウドサービスを受託者が提案することを想定しています。 京都自治体情報セキュリティクラウドの仮想サーバについては、現時点で本業務において利用可能な環境として提示していません。提案に当たっては、受託者が調達可能なクラウドサービスを前提としてください。
番号	2
該当資料・頁	操作マニュアル 10 頁「1.3 デジタルブック(FLIPPER U)との連携」
質問	FLIPPER U で作成したデジタルブックについて、次期サイトでもデジタルブック形式の維持が必要でしょうか。それとも、元 PDF へのリンク等による代替を提案してよいでしょうか。
回答	現行のデジタルブックについては、現在の公開状況、公開方式、元 PDF 及び公開用データ一式の保有状況を確認しています。 デジタルブック形式の継続を必須とするものではありませんが、現行コンテンツの掲載内容及び必要な閲覧機能を維持できる場合は、元 PDF へのリンクその他の代替方法を提案することも可能です。 具体的な移行方法は、既存データの状況を踏まえ、契約後に本市と受託者で協議して決定します。
番号	3
該当資料・頁	仕様書 4 頁「4(1)ア(キ)」
質問	現行アカウントと団体・役割別の権限情報は、契約後どのような形式で提供されますか。また、旧パスワードを引き継がない場合、新サイトの初期認証情報の設定及び各団体への通知は、受託者が行う想定でしょうか。
回答	現行アカウントのパスワード情報は引き継ぎません。利用者、所属・団体、役割・権限等の情報については、現行環境から確認又は取得できる情報を基に、本市と受託者で協議のうえ移行します。新サイトの初期認証情報の設定は受託者が行うものとし、各団体への通知方法及び役割分担は、契約後に本市と受託者で協議して決定します。

番号	4
該当資料・頁	仕様書 4 頁「4(1)ア(オ)・(ケ)」、12 頁「4(7)ウ(オ)・(カ)」
質問	契約後に現行事業者から受領するサイトデータ、設定情報及びバックアップ等には、NetCommons3 のデータベース、添付ファイル一式、利用者及び権限情報が含まれ、受託者が移行処理に利用できる状態で提供されとの理解でよいでしょうか。
回答	現時点では、現行事業者から、次期受託者がそのまま移行処理に利用できる状態のデータ一式が提供されることは確約できません。現行環境にはデータベース、添付ファイル及び利用者等の情報が保存されていますが、取得及び提供の方法には制約があります。 現行事業者からは、データベースのバックアップ取得方法の教示、参考資料としての ER 図及び導入時の利用者情報等は提供可能との回答を得ています。ただし、ER 図は NetCommons が発行した公式資料ではなく、内容の完全性を保証するものではありません。 受託者は、調査用アカウント及び提供資料から確認できる範囲を前提として、移行方法を提案してください。具体的な取得及び提供の方法は、契約後に本市、現行事業者及び受託者で協議します。
番号	5
該当資料・頁	仕様書 12 頁「4(7)ウ(オ)・(カ)・(ケ)」
質問	現行環境の契約終了、サービス停止又はデータ削除について、提案時の移行工程に反映すべき確定済みの期限はありますか。
回答	現行サービスの契約終了日及び現行サイトの利用最終日は、令和 9 年 3 月 31 日を予定しています。移行、検証及び切戻しに必要な工程は、この期限を踏まえて提案してください。契約後の詳細な工程は、本市と受託者で協議して決定します。 なお、令和 9 年 4 月 1 日以降も現行のクラウド環境を継続することは技術的には可能ですが、クラウド利用料、保守料等が別途必要となる場合があります。また、クラウド環境を削除する場合は、原則として 2 か月前までに現行事業者への連絡が必要です。
番号	6
該当資料・頁	仕様書 3～9 頁
質問	表 1、表 2 その他の仕様書に明記された要件以外に、現行サイトから次期サイトへの継続を必須とする機能、独自改修又は外部サービス連携はありますか。
回答	現行サイトについて、NetCommons3 の標準機能以外の独自改修、独自プログラム、独自プラグイン及び外部システム連携はないと認識しています。仕様書に明記する要件以外に、現行サイトからの継続を必須とする機能はありません。ただし、仕様書に定める目的及び要件を満たすための実現方法は、提案内容として示してください。

番号	7
該当資料・頁	実施要項 2～3 頁「5(1)・6(3)」
質問	名簿未登載者の提出書類について、資格確認に必要な証明書の名称、発行期限、写しの可否及び納付義務のない市税・上下水道料金の証明方法を御教示ください。
回答	本件については、令和 8 年 9 月 11 日付けで先行して回答しています。 名簿未登載者の提出書類、証明書の発行期限、写しの可否及び納付義務がない場合の取扱いの詳細は、同日付け「京都市総合教育センターポータルサイト移行業務委託 公募型プロポーザルに係る質問及び回答」の質問 1 を御確認ください。 なお、先行回答の内容に変更はありません。

番号	8
該当資料・頁	仕様書 14 頁「4(12)」
質問	本件に適用する共通仕様書の全文及び改正日、契約書案並びに追加で遵守が必要な情報セキュリティ関連資料を提供してください。
回答	本件については、令和 8 年 9 月 11 日付けで先行して回答しています。 本件に適用する共通仕様書、契約書案及び情報セキュリティ関係資料の取扱いの詳細は、同日付け「京都市総合教育センターポータルサイト移行業務委託 公募型プロポーザルに係る質問及び回答」の質問 2 を御確認ください。 なお、先行回答の内容に変更はありません。

番号	9
該当資料・頁	仕様書 4 頁「4(1)」、12 頁「4(7)」
質問	移行用に提供される現行 NetCommons3 のデータベース、添付ファイル、設定情報及び独自改修ソースについて、提供範囲、形式及び時期等を御教示ください。
回答	現時点では、次期受託者がそのまま移行処理に利用できる状態のデーター式が提供されることは確約できません。現行環境の概算容量は、令和 8 年 9 月 25 日時点で、AP サーバが約 58.37GB、DB サーバが約 1.9GB です。独自改修、独自プログラム及び独自プラグインはありません。 現行事業者からは、データベースのバックアップ取得方法の教示及び参考資料としての ER 図の提供は可能との回答を得ています。ただし、ER 図は内容の完全性を保証するものではありません。添付ファイルは現行システム内に保存されていますが、システムによりファイル名が変換されており、変換前後の対応関係はデータベースを参照する必要があります。また、差分データの追加抽出は、基本的にできないとの回答を得ています。 提供時期、抽出作業、費用負担及び追加の調査方法は、契約後に本市、現行事業者及び受託者で協議します。

番号	10
該当資料・頁	仕様書 4 頁「4(1)」
質問	提案時に設定した移行数量の前提を契約後に超過した場合、移行範囲、契約金額及び履行期間の変更協議の対象になりますか。
回答	提案及び見積りに当たっては、仕様書、調査用アカウント及び提供資料から確認できる範囲を基に、数量その他の前提条件を明示してください。 契約後に、受託者の責めに帰すことができない事情により、前提条件と著しく異なることが判明した場合の取扱い、その影響を確認したうえで、本市の契約手続きに基づき協議します。ただし、契約金額又は履行期間の変更をあらかじめ確約するものではありません。

番号	11
該当資料・頁	仕様書 10 頁「4(6)」
質問	ISMAP 登録サービスと同等以上のセキュリティ水準を有すると判断する際に求める証明資料、審査観点及びクラウド選定基準を御教示ください。
回答	ISMAP 登録サービスの利用を原則とします。 ISMAP 登録サービス以外を提案する場合は、当該サービスが ISMAP 登録サービスと同等以上のセキュリティ水準を有することを確認するため、次の資料を提案書と併せて提出してください。 1 クラウドサービスの名称、提供事業者、サービス概要並びに提案するサービス、リージョン及び機能の範囲が分かる資料 2 ISO/IEC 27001、ISO/IEC 27017 その他の第三者認証を取得している場合は、その認証書及び認証範囲が分かる資料 3 第三者機関による情報セキュリティ監査を受けている場合は、その監査基準、監査対象期間、対象範囲及び結果の概要が分かる資料 4 ISMAP 管理基準に示される管理策への対応状況が分かる資料。既存の対照表等がない場合は、少なくとも本業務に係る主要な管理策への対応状況を整理した資料 5 データの保管国・地域、暗号化、アクセス制御、ログ管理、脆弱性対策、インシデント対応、バックアップ、再委託先管理及びサービス終了時のデータ移行・消去方法が分かる資料 本市は、提出された資料及び提案内容を基に、情報セキュリティ管理体制、第三者評価の範囲及び管理策の実施状況等を総合的に確認します。第三者認証を取得していることのみをもって、ISMAP 登録サービスと同等以上であると判断するものではありません。 なお、提出資料に機密情報が含まれる場合は、公開資料又は概要版を提出し、詳細資料の取扱いについて本市へ御相談ください。 また、クラウドサービスの利用料が年額 5 万円を超える場合は、その必要性、サービス構成及び費用内訳を提案書に明示してください。